

平成 20 年 6 月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号

TEL03-3241-4978(代) FAX03-3246-0068

E-mail: office@cpakyowa.co.jp

U R L: http://www.cpakyowa.co.jp/

今回のテーマは、リース取引です。

リース取引については、平成19年3月31日付で、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表されました。また、会計基準との整合性を図るため、平成20年4月1日より税務上の取扱いも変更されています。

ただし、大きな影響を受けるのは上場企業などの大企業のみであり、中小企業は従来から処理が大きく変わることはありませんので、ご安心下さい。

以下において、企業が利用しているリース取引の大部分を占める所有権移転外ファイナンス・リース取引について、改正後の借手側の処理を確認していきたいと思います。

なお、さらに詳しい内容及びご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

I. 改正内容は？

下表の通り、所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理が賃貸借処理から売買処理へ変更になっております。

リース取引の種類		リース税制	
		改正前	改正後
ファイナンス・リース	所有権移転ファイナンス・リース	売買処理	売買処理
	所有権移転外ファイナンス・リース	賃貸借処理	売買処理
オペレーティング・リース		賃貸借処理	賃貸借処理

※1ファイナンス・リース取引とは？

①原則中途解約不可、②資産を所有しているのとほぼ同じ効果を楽しみ、費用の負担する、のいずれの条件も満たすリース取引。

※2オペレーティング・リース取引とは？

ファイナンス・リース取引以外のリース取引。

※3所有権移転ファイナンス・リース取引とは？

リース資産の所有権が借手に移転するリース取引。

※4所有権移転外ファイナンス・リース取引とは？

所有権移転ファイナンス・リース取引以外のリース取引（リース取引の大部分はこれに該当）。

II. 売買処理とは？

所有権移転外ファイナンス・リース取引に適用されることになった売買処理とはどのような処理でしょうか？

売買処理とは、リース料総額をリース資産及びリース債務として両建てで計上し、リース資産は減価償却により費用化し、リース債務はリース料の支払いにより返済していく方法です。ただし、利息相当額を区分した場合には、利息相当額を利息法または定額法により各リース期間に分配します。仕訳例を示すと、以下のようになります。

(1) リース取引開始時

(借) リース資産 (貸) リース債務

(リース料総額又は利息相当額控除後)

仮払消費税等

(消費税については、VI参照)

(2) リース料支払時

(借) リース債務 (貸) 現金預金

支払利息

(利息相当額を区分した場合。利息法又は定額法により算定)

(3) 決算時

(借) 減価償却費 (貸) リース資産

(減価償却については、Ⅲ参照)

※5 利息法とは？

リース債務残高に利率を乗じて各期への利息配分額を算定する方法。

Ⅲ. 減価償却方法は？

売買処理により計上されたリース資産は、減価償却する必要があります。その減価償却方法は、リース期間定額法です。リース期間定額法とは、取得価額を全リース期間の月数で除して、各事業年度のリース期間月数で按分する方法です。

Ⅳ. 中小企業は賃貸借処理も可能

税務上、所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理は、売買処理に一本化されました。しかしながら、下記(1)(2)を除く中小企業は、会計上、売買処理を適用しないで、従来通り、賃貸借処理を継続することもできます。

- (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社、その子会社、関連会社。
- (2) 会計監査人を設置する会社、その子会社。

Ⅴ. 賃貸借処理を継続した場合には

中小企業が賃貸借処理を継続した場合には、会計上は賃借料のみが計上され、税務上はリース資産の減価償却を実施しなければならず、処理に差異が生じます。通常であれば、申告調整が必要なところですが、この場合には不要です。なぜなら、この場合には、賃借料として損金経理した金額は、そのまま償却費として損金算入されるからです。さらに、賃借料と本来計上すべき償却費とに差異がなければ、別表16(4)(減価償却に関する明細書)の記載も不要とされていますので、従来の処理と何ら変わることはありません。

※6 賃借料と本来計上すべき償却費に差異が生じないケースは？

- ① リース料総額をリース資産とし

て計上した場合。

- ② 利息相当額を区分するが、その配分を定額法で行う場合。

Ⅶ. 消費税の処理は要注意！

消費税を税抜き処理している会社が、リース資産の賃貸借処理を継続した場合には、消費税の取扱いに注意が必要です。

従来は、リース料の支払い時に、その都度消費税を税抜き処理し、課税仕入れとして認識してきました。

平成20年4月1日以降は、税務上は売買があったものと取り扱われるため、たとえ賃貸借処理を採用したとしても、消費税についてはリース取引開始事業年度に税抜き処理を行うこととなります。

Ⅷ. リース税額控除等は？

中小企業基盤強化税制のようなリース税額控除制度は、今般の改正により廃止され、通常の税額控除に取り込まれています。

また、特別償却や圧縮記帳制度は、所有権が移転しないというリース取引の性格上、従来通り、適用されません。

Ⅷ. 償却資産税は？

所有権移転外ファイナンス・リース取引の税務上の処理は売買処理に統一されましたが、償却資産税については、従来通り、賃貸人が納税及び申告義務を負います。

なぜなら、償却資産税の納付義務者は、課税台帳に所有者として登録されている者であり、賃貸人が所有者であるからです。

Ⅸ. 経営指標への影響は？

売買処理を採用し、リース資産及びリース債務を両建てで計上した場合には、固定資産や総資産が膨らみます。そのため、総資本利益率(ROA)、自己資本比率、総資本回転率及び固定比率などの経営指標は悪化することになります。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”